

議案第70号

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年10月3日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号)の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定に係る建築物の部分の床面積に共用部分の床面積を含まない場合に適用される規定を削るほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料
条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例(令和2年羽曳野市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表備考1中「、認定等」の次に「の申請」を加え、「(共同住宅等又は複合建築物であつて、当該建築物について法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下「建築物の低炭素化誘導基準」という。)に基づき算出した住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。))第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)に共用部分(同令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量を含まない場合(以下この条において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。))については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下「住宅共用部分の床面積」という。)を除いた床面積)」を削り、「の認定」の次に「の申請」を、「あつては、当該増加に係る」の次に「建築物の」を加え、「(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)」を削り、「合計に、当該増加に係る」の次に「建築物の」を加え、「(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)」を削り、同表中備考4を備考5とし、同表備考3中「建築物の低炭素化誘導基準」を「法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準」に改め、同表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

- 2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第3項第1号に規定する共用部分

をいう。

第2条第2号の表備考3中「備考4」を「備考5」に改め、同条第3号の表備考4中「備考4」を「備考5」に改め、同条第5号の表備考1中「(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)」を削り、同表備考2、同条第6号の表備考及び同条第7号の表備考中「備考2から備考4まで」を「備考3から備考5まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年10月1日において現に都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)第54条第1項の認定を受けている低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。)の法第55条第1項の変更の認定の申請に係る手数料については、改正後の羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例(以下「新条例」という。)第2条第1号及び第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和4年10月1日前に法第53条第1項の規定による認定の申請がされ、同日以後に法第54条第1項の認定を受ける低炭素建築物新築等計画の法第55条第1項の変更の認定の申請に係る手数料については、新条例第2条第1号及び第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新	旧
<p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。))が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 「床面積の合計」とは、<u>認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計</u>をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る<u>建築物の部分の床面積の合計</u>に、当該増加に係る<u>建築物の部分以外の部分の床面積の合計</u>に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p>	<p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。))が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積(<u>共同住宅等又は複合建築物であつて、当該建築物について法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下「建築物の低炭素化誘導基準」という。))に基づき算出した住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。))第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。))に共用部分(同令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下同じ。))の設計一次エネルギー</u></p>

ギー消費量を含まない場合(以下この条において「共同住宅等の共用部分の評価しない場合」という。)については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下「住宅共用部分の床面積」という。)を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第 55 条第 1 項の変更の認定(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積(共同住宅等の共用部分の評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分の評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。

3 省略

4 「モデル建物法」とは、法第 54 条第 1 項第 1 号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。

5 省略

(2) 法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第 5 号の金額)のほ

2 省略

3 「モデル建物法」とは、建築物の低炭素化誘導基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。

4 省略

(2) 法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第 5 号の金額)のほ

か、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1・2 省略

3 前号の表の備考 5 の規定は、この表についても適用する。

(3) 法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。)に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするとき同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者 前 2 号の金額(法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、前号及び第 5 号の金額)のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

表 省略

備考

1～3 省略

4 第 1 号の表の備考 5 の規定は、この表についても適用する。

(4) 省略

か、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1・2 省略

3 前号の表の備考 4 の規定は、この表についても適用する。

(3) 法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。)に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするとき同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者 前 2 号の金額(法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、前号及び第 5 号の金額)のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

表 省略

備考

1～3 省略

4 第 1 号の表の備考 4 の規定は、この表についても適用する。

(4) 省略

(5) 法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。

2 第 1 号の表の備考 3 から備考 5 までの規定は、この表についても適用する。

(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第 55 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考 第 1 号の表の備考 3 から備考 5 までの規定は、この表についても適用する。

(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限り。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考 第 1 号の表の備考 3 から備考 5 までの

(5) 法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。

2 第 1 号の表の備考 2 から備考 4 までの規定は、この表についても適用する。

(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第 55 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考 第 1 号の表の備考 2 から備考 4 までの規定は、この表についても適用する。

(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限り。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考 第 1 号の表の備考 2 から備考 4 までの

規定は、この表についても適用する。

(8) 省略

以下省略

規定は、この表についても適用する。

(8) 省略

以下省略